

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年3月18日改訂 平成22年7月8日改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで ○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：17政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成23年度政策評価の実施に関する計画（平成23年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成23年度を評価期間とする7の基本目標と29の業績目標について評価を実施（24年度に評

		価書を作成)。 ○ 事業評価：2つの事業及び11の規制について評価書を作成。 ○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成23年度実績評価計画書」（平成23年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：7件 (規制) 〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	7	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を国会へ提出	7	
	事業評価方式：3件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認められる	3	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	3	
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：29件 〔表4-3-ウ〕	達成	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 27 機構・定員要求に反映 18 機構要求に反映 4 定員要求に反映 18	29	
		{ 7の基本目標と 29の業績目標 } 〔表4-3-エ〕	おおむね達成			20
			達成が十分とは 言い難い			3
	総合評価方式：1つ の行政課題 〔表4-3-オ〕	これまでの取組 を引き続き進め る	1	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】 概算要求に反映 1	1	
	事業評価方式：11件 (規制) 〔表4-3-カ〕	新設された規制 は妥当	11	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	11	
	事業評価方式：2件 (事業) 〔表4-3-キ〕	これまでの取組 を引き続き進め る	2	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】	2	
	未着手 (法第7条第 2項第2号 イ)	該当する政策なし	—	—	—	
未了 (法第7条第 2項第2号 ロ)	該当する政策なし	—	—	—		
その他の 政策 (法第7条第 2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 7 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 2 月 21 日及び 2 月 28 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正	
1	識別符号の不正流通に関する行為についての規制の強化
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正	
2	暴力的要求行為として規制する行為の追加
3	準暴力的要求行為の規制の拡大
4	対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置
5	賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加
6	縄張内で営業を営む者のために行う用心棒行為等の禁止
7	暴力的要求行為等に伴う暴力行為による市民生活に対する危険を防止するための措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 9 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (警察の船舶の用途)
2	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (警察通信施設の非常電源の用途)
3	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 (指定自動車教習所の教習用車両の用途)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(2) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 7 の基本目標と 29 の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 7 月 21 日に「平成 22 年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進

5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表4-4-(3)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標について評価を実施中（平成24年度中に公表予定）。

表4-3-エ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

11	振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進
13	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標 3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標 5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標 7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 1 つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「総合評価書 振り込め詐欺対策の推進」として公表。

表 4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	振り込め詐欺対策の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 4-4-(4) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 11 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制」、「事業評価書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制」及び「事業評価書 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制」として公表。

表 4-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 119 号）により新設された規制		
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加	引き続き推進

2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け	引き続き推進
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務	引き続き推進
4	派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加	引き続き推進
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用	引き続き推進
6	警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加	引き続き推進
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止	引き続き推進
8	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止	引き続き推進
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 369 号）により新設された規制		
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加	引き続き推進
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 41 号）により新設された規制		
10	準空気銃の所持の禁止	引き続き推進
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表4-4-(5)参照。

- （5）事業評価方式を用いて、「平成 23 年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の 2 つの事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年 3 月 29 日に「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」及び「事業評価書 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」として公表。

表 4-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html）の表4-4-(6)参照。

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺(恐喝)の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べの適正化の更なる推進
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h23_seisaku_yosan.pdf)参照